

第5回資源管理のあり方検討会
議 事 録

水 産 庁

第5回資源管理のあり方検討会

1. 開催日時

平成26年7月1日（火） 13：30～15：20

2. 開催場所

三田共用会議所 講堂

3. 出席委員（敬称略）

櫻本 和美	勝川 俊雄	牧野 光琢	東村 玲子	濱田 武士
佐藤 正典	長屋 信博	重 義行	幡宮 輝雄	田添 伸

4. 水産庁側出席者

香川水産庁次長	枝元資源管理部長	長谷増殖推進部長	堤坂管理課長
加藤漁業調整課長	太田漁場資源課長	黒萩資源管理推進室長	神谷国際課参事官

5. 議 事

別紙のとおり

目 次

1. 開 会	1
2. 議 事	
(1) 第4回検討会の結果について	1
(2) 取りまとめ（案）について	5
(3) 今後の予定について	29
(4) その他	32
3. 閉 会	36

○提坂管理課長 それでは、予定の時刻がまいりましたので、ただいまから第5回資源管理のあり方検討会を開催させていただきます。

私、管理課長の提坂と申しますが、議事に入りますまでの間、暫時進行役を務めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

本日のあり方検討会は、公開で行うこととしてございますけれども、カメラ撮りにつきましては冒頭のみとさせていただきたいと思いますので、あらかじめご了承のほど、お願いいたします。

続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。まず、座席表がございまして、その後で、第5回資源管理のあり方検討会議事次第、裏には本日の出席者名簿が印刷されてございます。

それと、資料1といたしまして、第4回資源管理のあり方検討会の概要、6月12日にこの場で開かれました前回の概要版でございます。

それと、資料2といたしまして、資源管理のあり方検討会取りまとめ（案）、更に資料3といたしまして、委員の方々から配付されました資料をつづってございます。

以上でございますが、漏れ等はございませんでしょうか。

なお、先ほど申し上げました通り、カメラ撮りにつきましてはここまでとさせていただきたいと思います。以降、議事進行中の撮影はご遠慮願いますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、櫻本座長、議事の進行よろしくお願いいたします。

○櫻本座長 どうも今日はお忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。それでは、議事次第に従いまして審議に入らせていただきます。

まず、議事（1）の第4回検討会結果について、事務局から説明をお願いいたします。

○黒萩資源管理推進室長 それでは、資料1に配付してございます第4回資源管理のあり方検討会概要、主なポイントについて説明させていただきます。

前回は、6月12日、13時半から17時までこの場所、三田共用会議所講堂で開催されました。概要としましてはそこに書いてある通りでございますけれども、I Q・I T Qについては、参考人をお招きいたしまして意見を聴取いたしました。

そこに書いてございます通り、まず1人目の参考人である小松様からは、諸外国では科学者がA B Cとして科学的管理方策を出し、行政がフレームを作成し、漁業者を巻き込んで資源管理を行っている。日本では、水産総合研究センターがあるが、運営資金はひもつ

きであり、ＡＢＣの意思決定を水産庁から切り離す必要がある。

それから、資源管理を発展させていくためには、ＩＱ・ＩＴＱにせざるを得ない。科学的なＴＡＣを設定し、過去の漁獲割合に応じて配分していくのが良い。ＴＡＣでは、漁獲モニターや取締りが十分にできない。ＩＱ・ＩＴＱ導入のメリットとしては、ＡＢＣ以下のＴＡＣ設定で資源回復を図ることができる。ＴＡＣのみでは漁獲競争となるが、個別割当をすれば、取締りやモニターがしやすくなる。

それから、新潟のエビでは、夏季の漁獲を認めることができ、需要に対応して価格が上昇したり、割当が配分されることにより、船団間の漁獲を分けることによる効率的な投資が可能となってく。

それから、アイスランドでは、割当が確保されるため、荒天時の操業を控えることとなり、海難事故の発生を抑制できるということ。

以上はＩＱ・ＩＴＱなんですが、その次、ＩＴＱとすれば担保性が生じ、融資を受けやすくなり、権利化することで廃業する時に漁業者が売却利益を得るとともに、円滑な新規参入や経営改善を図ることが可能となる。

それから、割当を決めることで需要に応じた漁獲が可能となり、加工業者も計画を立てやすくなるというような説明がされましたが、委員との議論の過程の中におきまして、ＩＱの実施については、やりやすいものから実施していけば良いと思う。まずは、漁獲が単一の魚種で、かつ管理が国内で完結するものが望ましい。まき網やサンマ漁業がやりやすい。緊急性を考えれば難しいと思うけれども、日本海のスケトウダラもチャレンジしてみたらどうだろうかというようなご意見がございました。

以上、小松さんにおかれましては、ＩＱ・ＩＴＱ推進の立場からご発言いただきましたが、それとは異なる立場として佐藤参考人からお話を聞きました。

佐藤参考人からは、ＩＱ・ＩＴＱの議論は、漁業に市場原理を持ち込むために出されたものであること。

それから、従来の議論の中では、個別割当方式に対し、非個別割当方式という区分の設定がミスリードを招いている。日本は、長い歴史の中で水産資源の共有を基本として、世界に類を見ない厳格な許可制度のもと、漁業者の自主的な資源管理を行ってきた。

そして、日本におけるＩＱ的制度は、国際的規制や加工業者への安定供給等の資源管理以外の必要性から導入されたものであって、そもそもの経緯が非個別割当方式に対する管理手法である外国のＩＱとは位置づけが異なる。

そして、日本でも、漁業者団体等の内部協議を通じて決定した自主的取組としての割当等が従来から行われてきていて、そのような資源管理について非個別割当方式と別の考え方として、共有割当方式として位置づけて議論したほうが良い。

現在議論されている I Q ・ I T Q 導入によるメリット・デメリットは、日本で従来から行われている共有割当方式によっても十分達成や抑制が可能である。

そもそも我が国周辺水域の水産資源は環境要因による変動が激しい。精度の高い A B C の算定は困難であり、A B C と資源の変動が一致しないことがある上、A B C を遵守しても資源の回復を保証できないことから、A B C を基準にしたアウトプットコントロールでは適切な管理が行えない場合がある。

そして、環境要因による変動の影響が大きい我が国周辺水域の資源管理については、不確実な資源の変動に左右されず、長年の経験則に応じたコントロールが可能である自主的なインプットコントロールが適している。

それから次のページに、T A C を唯一の資源管理手法として用いるべきではない。

現在の漁業の状況は、魚がいても採りに行けない状況になっており、資源回復をしても利用できない傾向にある。そのため、「採る漁業」への再転換を図る必要がある。

第二次オイルショック後に取り組みされた地域営漁計画を再評価し、施策の実施について検討しても良いのではないかという小松様とは逆の立場からのお考えが意見表明されたということでございます。

そういった説明を伺いながら、各委員からは業界団体等で自主的管理できない国ではトップダウンで管理するしかない、I Q ・ I T Q による管理だと思うんですけども、それには行政コストがかかる。日本のような業界団体がある国では自主的管理も効果的である。

それから、地域での管理については欧州でも行われている。小規模な漁業では有効な手段として機能している。しかし、大規模な漁業や広域な資源では量的規制が必要であって、マグロやブリなどの回遊資源は地域のコミュニティでの管理は困難である。

そして、I Q を導入しても効果が恒久的になるかはわからない。特に価格は市場原理の問題であり、資源管理とは別に考えなければならない。

それから、漁業をもうかる産業にしなければ若い人は参入しない。

I Q ・ I T Q を議論する際に、生産者サイドだけではなく消費者やマーケットのメリットについても議論しなければならない。

それから、新潟のエビの I Q については、これは小松さんと一緒に新潟のエビの I Q を

されている委員からの発言でございましたけれども、漁業者や加工・流通業者から夏季操業のメリットや、漁業者があらかじめ割当を受けることにより、操業を休みやすいなどの肯定的な意見がある。また、I Qの導入についても、取締りの観点からまき網での導入を検討してもらいたい。これは別の委員でございました。

また、I Q導入については、行政コスト等も踏まえた制度設計が必要であるというような意見が出されました。

それから、取りまとめの骨子（案）についてでございます。

骨子案については、その次の次のページに添付してございます参考資料の①でございます。この案について、座長案として説明を申し上げました。そして、各委員よりスケトウダラについて、漁業種類や規模が複雑に分布していて、グループ化は慎重に行う必要があって、底びき網漁業は混獲があるので、I Q消化後の操業管理について考える必要がある。

それから、I Qの設定に当たっては、最初の設定を慎重に行う必要がある。

また、漁期中に漁業者間での割当を融通し合うやり方があると思う。

それから、スケトウダラの試験的な実施に当たっては、漁業者の影響を緩和するため、総合的対策を講じてほしい。

そして、I Q導入に係る影響緩和策については、漁業者だけでなく、加工・流通業者にも配慮する必要がある。

それから、水産日本の復活と言われていますが、資源管理以外の水産施策についても記述する必要があるのではないか。

また、自主的管理の検証については、国・都道府県のサポートが必要である。

それから、先ほども佐藤参考人からの意見があった日本型の共有割当方式や自主的、I Q的管理についても取りまとめに入れ込むべきである。I Qについては、漁業者や一般市民にもわかりやすい記述にすべきである。

資源評価については、漁業者との認識のずれを無理に解消する必要はないというような意見も出されました。

この様な意見が出されましたが、細かな修正があれば座長に一任することとし、基本的に骨子案は了承されました。

この上記の意見は、取りまとめ本文に反映するという方向になりました。

その他として、次の回での取りまとめ案等について発言がありました。

以上が前回の概要のポイントでございますけれども、委員の皆様方には事前に配付して

ご理解いただいているというふうに理解しております。

それから、後ろに資料 1 として骨子案が 5 ページから 9 ページ目までついております。それから、1 回目、2 回目、3 回目の検討結果、概要についてもその後ろに付けてございます。

以上でございます。

○櫻本座長 ありがとうございます。

既に委員の方には事前に配付をしてご確認いただいているということですが、何かここでご意見ございますでしょうか。

特になければ、議事の取りまとめ座長案について審議していただきたいと思います。この座長案につきましては、前回検討会の骨子案でいただいたご意見、それから、これまでの検討会での意見をいただいたものを考慮しまして、事務局と相談しながら取りまとめたものですが、その原案を事前に委員の方に配付してご意見をいただいた上で更に調整した結果をお配りしているということでございます。

それでは、ご説明をお願いいたします。

○黒萩資源管理推進室長 それでは、資料 2、資源管理のあり方検討会取りまとめ（案）というものが表紙になっているものでございまして、下に平成 26 年 7 月資源管理のあり方検討会と書いてございます。

先ほど若干触れました資源管理のあり方検討会での取りまとめ骨子、資料 1 の 5 ページ以降についている骨子を見ながら、骨子に沿って概略をご説明いたします。

目次につきましては、前回の骨子案でもご説明しました通り、Ⅰ検討会の趣旨、Ⅱ経緯、それから資源管理施策についてということをもⅢに掲げまして、1. 我が国資源管理の今後の課題、それから 2. 水産資源の評価について、3. 公的管理の高度化、4. 自主的管理の高度化というふうに載せてあります。

Ⅳとしまして、個別事例として取り上げた魚種ごとの資源管理の方向性、マサバ（太平洋系群）、スケトウダラ（日本海北部系群）、太平洋クロマグロ、トラフグについて掲げてございます。

それから、Ⅴとしまして今後の資源管理への期待ということで、別紙として、開催日程と議題、別紙 2 としまして名簿が付けてございます。

1 ページの本文に入りますけれども、骨子のほうで言えば、検討会の趣旨、経緯となっているところでございます。骨子では、検討会の趣旨については、水産日本の復活を果た

すために、水産資源の回復と漁業生産量の維持増大を実現すべく水産庁内に資源管理のあり方検討会を設置したというふうにまとめてございますが、それにつきましては、本文の1ページに検討会の趣旨としまして、生産量であるとか、そういった背景を書きながら記載してございます。

Ⅱの検討の経緯でございます。検討の経緯につきましては、骨子にありますように漁獲可能量、TAC制度や資源管理指針・計画体制等をレビューし、個別割当方式や譲渡性個別割当方式を議論するとともに、個別のマサバ、スケトウダラ、太平洋クロマグロ、トラフグの資源管理を検討するということでございまして、それにつきましては本文の1ページに検討の経緯ということで、それを詳細に書きまして、検討に当たっては、現場の事情に精通した実務者・研究者を委員に含めるとともに、それから、実際に漁業に従事している者を参考人として招いて意見を聴取し、可能な限り実態に即した議論を行ったということになっております。

参考人としましては、先ほど言いました漁業者、佐藤参考人は漁業従事しているわけでございますけれども、IQ・ITQに精通された小松さんの話も参考人として加えて聞いているということです。

Ⅲとしまして、資源管理施策についてでございます。

まず、1番目として今後の課題ということで、1つには、我が国の資源管理と今後の課題ということで、まず(1)としまして、これは本文のほうでございますけれども、我が国漁業の特徴と資源管理制度ということで記載してございます。我が国の国土の位置であるとか、そこに存在するがための自然環境の多様性について触れながら、漁業の実態、沖合域にわたり様々な漁具漁法を用いる大小の漁船が多数操業していて、そういった状況を反映しながら、国や県による公的な管理、それから、自主的な管理、地域漁業の実態に即した漁業者の自主的な取組が資源管理に重要な役割を果たしている。

特に平成23年から、資源管理指針・計画体制を発足させて自主的な管理を促進するような施策をとり、そして、このような公的管理と、次のページに移っておりますが、2ページ目、公的管理と自主的管理の統合は、共同管理(コ・マネジメント)と呼ばれて、世界的にもその意義は認識されつつあること。そういった背景を踏まえまして、今後の課題としての柱としまして、骨子にも書いてあるように、公的管理と自主的管理の両方について高度化を図った上で、両者の適切な連携を確保することが求められているということを課題として一つ掲げております。

それから、（２）としまして資源状況と問題意識ということをございまして、これも課題として捉えております。

生産量の推移であるとか、その生産量が推移した背景であるとか、そういったものをまず記載いたしまして、現在の資源状況を見ると、全体の６割の魚種については中位高位にある一方で、低位にある魚種も４割程度存在している。

それから、資源水準にかかわらず、資源動向が減少傾向にある魚種もある。水産資源の性格上、増減を繰り返すということはあるのだけれども、海洋環境の収容力を踏まえると全ての資源を高位に保つということはなかなか難しいことであるけれども、低位にある、それから減少傾向にある魚種の一部について、資源の維持回復を図れば、我が国周辺水域における生産量を増加できることから、資源管理のあり方については更なる検討が求められるということをございまして、資源の面からの課題としまして、このためには、我が国の漁業管理体制を幅広く検証し、所要の改善を図ることで、特に資源が低位水準にある、減少傾向にある魚種に対してより効果的な資源管理を行うことにより、資源の維持回復を実現することが必要と、この先ほど言いましたものと、制度的なものと資源上のものと、２つの課題について詳しく記載したということです。

それから、２番目として水産資源の評価ということをございます。この検討を開始するに当たりまして、まず今の資源評価を前提として議論しようじゃないかということにまともりました。そのようなところを踏まえまして、現在の水産資源の評価についてどういうふうなことをやっていて、どういう課題があるかということをごここに掲げさせてもらいました。

（１）としまして、現在、我が国は周辺水域の主要資源５２魚種８４系群の資源評価を毎年実施しているということをございます。

それから、（２）としまして、その資源調査・評価については、水産庁が独立行政法人水産総合研究センターを中心に全国の都道府県水産試験場、大学、一般社団法人漁業情報サービスセンターで構成される共同実施機関に委託して実施しているということをございます。それから、それらの試験研究機関には、全体合計で７９隻の調査船が存在するというございます。

（３）といたしまして、この体制のもとで、漁業者から提出される様々な漁獲努力量、漁獲量等のデータを収集しているということです。

（４）としましては、その漁業者から提供されるデータとは別に調査船調査ということ

で、先ほど言いました79隻の調査船によりまして、様々なデータを直接資源量を把握するために収集しているということでございます。

3 ページでございます。

そういった関係もございまして、様々な調査船のデータ、漁獲データだけでなく、その他のものも基礎データとしている。

(5) に書いてございます。そういったことで得たデータを分析・検討した結果をもとに、一定の計算方法によって資源評価を行っておりまして、資源評価の結果として、資源の水準、動向を示すということをやっている。

その中では、Blimit、Bbanであるとか、資源評価の結果、計算が可能なものについてはABCを提示している。特にTAC設定魚種については、現在の資源状況や将来の動向予測から許容される幾つかの漁獲シナリオを提示して、関係者が社会的・経済的状況を踏まえて選択できるようになっているということです。

それから、(6) としまして、我が国のデータの収集方法や資源評価方法は、国際的な著名な専門家を含めて外部有識者の助言を得て実施している。他の先進国と比べて遜色のないものとなっている。

(7) としまして、そういった資源評価を取りまとめるに当たりまして、資源状態に関する漁業者の認識とのずれを解消するとともに、評価結果に基づく管理措置の導入に対する漁業者の理解を得るため、漁業者との意見交換会や説明会を実施しているということです。

それから、(8) としまして、そういった資源評価結果については、各水産試験場とか大学等に印刷物として配付しているほか、インターネット等で漁業関係者を含む一般国民にも公開しているということです。

(9)、(10) に検討すべき課題が書いてございますが、今後は、資源評価の更なる精度向上に向けて、データを長期間にわたって貯蓄していくとともに、現在必ずしも十分な漁業データを得られていない魚種については、漁業者からの協力強化を含め、様々な手法により漁業データの収集を図ることを検討する。

水産資源は、卓越年級群の発生など、加入の良し悪しによって大きく変動し、海洋環境がこれに影響を与える可能性があることから、海洋環境と中長期的な資源変動のメカニズムを明らかにし、資源評価の精度向上に順次活用していくこととしているというようなことが書かれております。

それから、3番目でございます。骨子におきまして公的管理の高度化と書いてあること
でございますが、まず、TAC制度について書いてございます。

ア) としまして、資源管理の基本アプローチとTAC制度ということで、水産資源を管
理するための方策としては、①漁獲能力とか努力量、漁船の隻数であるとか操業回数であ
るとか、そういったものでございますけれども、漁獲努力量、漁獲能力といった投入量を
規制するインプットコントロール、それから、②として、どのような漁具を使うとか、網
目を広げるとか、漁法をどうするか、そういったことについての技術的なテクニカルコン
トロール、③としまして、今回課題となっている個別魚種の水揚げ量の産出量を規制する
アウトプットコントロールという3つの基本的なアプローチがあるといったようなことを
解説してございます。TAC制度というのは、アウトプットコントロールの代表例である
ということでございます。

その次には制度的な背景を書いてございます。

それから、平成20年にあったTAC制度に係る有識者懇談会のことについても触れてご
ざいます。

イ) としまして、ABCとTACということでございます。現在でもスケトウダラ日本
海系群等においてはTACとABCが乖離しているという事実もあること。これら魚種は、
資源状況が低位あるいは減少傾向にあり、資源の維持・回復措置を講ずる必要があるもの
の、当該魚種に依存する漁業や地域社会の事情を勘案して、やむを得ずABCを超えたT
ACを設定してきた経緯があります。

制度的には、海洋法条約でも資源管理法もABCを超えたTACは許容され得るという
ことにはなっておりますけれども、資源を適切に管理するという観点からは資源回復が急
務であって、長期的に見ても資源の持続性を損なったままでは健全な漁業経営や地域社会
の発展は見込めないということを踏まえますと、今後はTACをABCと等量することを
原則として、仮に乖離があるとしても可能な限りABCに近づけるべきであって、その際
に資源状況や資源回復のための目標が漁業者に理解されることとか、当該資源を伝統的に
依存してきた漁業者や漁業地域に対する影響の勘案も検討しなければならないというこ
とでございます。

それから、ウ) TAC以外の管理方策として、諸外国でもTACのみで資源管理をやっ
ているわけではなくて、新規参入の規制といったインプットコントロールとか、漁具の仕
様や漁場に関して多くのテクニカルコントロールが実施されている状況にある。我が国周

辺水域のように加入変動の大きい資源においては、変動を正確に予測することは極めて困難ということもありまして、アウトプットコントロールによる資源管理を実施しても、その予想とは異なる資源変動結果になる場合も認められる。よって、我が国においては、資源の維持・回復を図るため、TAC制度による数量管理の限界も念頭に置きつつ、資源の再生産を確保するような措置が併せて講じられるべきであるということでございます。

それから、資源が広域に回遊することとか、広い地域で多くの漁業者が関係していることとか、その中では多くの漁業が定置網を代表とするように魚種の選択性が低い業種もあること等、資源管理措置を講じる際の困難性がある。よって、より効果的な管理措置を講じるためには、各地域・漁業種の自主性を尊重しつつも、必要に応じて関係都道府県の連携や国の関与が求められるというようなことが書いてございます。

それから、エ) TAC対象魚種についてでございます。TAC対象魚種については、本検討会では十分な議論は行っておりません。ただし、水産政策審議会や広域漁業調整委員会を通じた検討はやらなければいけない。その際の議論については、TACの導入の是非だけではなくて、幅広い観点からの議論が必要であるというようなことを記載してございます。

それから、(2) IQ方式又はITQ方式でございます。

ア) として、IQ方式またはITQ方式の特徴ということで詳しく説明してございます。

IQ方式とは、TACを漁船や漁業者に配分して漁獲を管理する方法です。メリットでございますけれども、①として、漁獲枠を漁船ごとに配分することにより、少ないTAC数量であっても資源管理の実効性を確保できる。②として、規定の個別割当のもとで操業コストを抑えつつ、単価を上げるための努力が促される。③としまして、漁業者自らの計画に基づく操業が容易となり、無用な競争や海上でのトラブルが回避するなど、多面的な効果があるということが指摘されております。

一方で、最初に言いましたTAC管理のための漁業者取り決めなどでやられている方式では、漁獲枠を共同体組織により共有して管理する方法と、IQを比較した場合、IQ方式には全体的な秩序を有する現行の集团的操業から、個人的判断での操業への転換を助長するため、漁場や水揚げの集中により、魚価の乱高下を引き起こす可能性（集合の誤謬）や、実際の操業は漁海況に大きく影響されるため、あらかじめ配分された個別割当の間で過不足が生じるといった問題もあり、漁獲量管理のための監視コストが増大するとされている。

これはあくまでも、今TAC管理のために行われている漁業者取り決めの中でやられているものとIQを比較した場合の懸念ということも一応ここに記載させていただきます。

それから、「また」としまして、ITQ方式は、IQ方式を前提に個別割当の他者への譲渡を認める方式であり、IQ方式の効果に加えて個別割当の取引を通じて経営効率の高い経営体の生成を促すというふうに言われている。

IQ方式とITQ方式に対しては、漁獲枠が一部の者に集積される中で漁業者が減少し、漁村社会に悪影響を及ぼすという懸念が示されている。しかしながらこれは、ITQ方式のように漁獲枠が譲渡される方式の長期的な結果の効果でございまして、譲渡性を付与しないIQ方式に当てはまるものではない。よって、IQ方式については、譲渡性を付与しないことを条件として、我が国において更なる活用の余地があるというふうに記載させていただきます。

そして、イ)現状としましては、一部の大西洋クロマグロでありますとかミナミマグロでありますとかベニズワイガニについて国がIQ方式を実施していたり、知事管理漁業において自主的にIQ方式的な取組が実施されている状況ということを記載させていただきます。他方、ITQ方式は、我が国では導入されておられません。

それから、ウ)としまして、IQ方式またはITQ方式導入に関する基本的考えということで記載させていただきます。

本検討会では、今のア)、イ)で説明しましたことに留意しつつ、国の公的措置としてのIQ方式またはITQ方式について、その基本的な考えを以下に取りまとめたということです。

まず①として、IQ方式。IQ方式については、個別割当の譲渡を認めないという前提のもとで、これまでIQ方式が実施されていない魚種・漁業種に対してIQ方式導入の可能性を検討すべきである。ただし、先ほど記載しました通り、多種多様な漁業が営まれる我が国においては、全ての漁業についてIQ方式を導入することは現実的ではなくて、管理目的を達成するに当たって、漁業者による自主的な努力によるか、国のIQ方式等によるかについては、漁業の実態に照らし、ケースバイケースで判断すべきである。

このためには、特定の魚種を選択的に漁獲でき、操業漁船や漁港が限定されるなど、漁獲量のリアルタイム把握が可能な漁業種に対して試験的にIQ方式を実施するなどして、我が国においてIQ方式が実際に効果を上げることができるのか、また、現在実施されている漁獲枠の共有方式とIQ方式を比較し、実際にIQ方式の問題点と指摘されている事

項が生じるのかどうかについて検証して、段階的に I Q 方式の活用を図っていくことが望ましい。

また、このような試験的であっても I Q 方式の現実の導入については漁業者の理解が前提となる。予期せぬ追加コストとか減収等のリスクへの対応を検討することも必要である。また、I Q 方式の成否や実施のための行政負担等を検証するため、漁業者、研究者、行政官の協力体制を構築する必要もある。

それから、もう一つ、②に書いてございますけれども、I T Q 方式については以下のような問題点があり、我が国への導入については時期尚早である。もっとも I T Q 方式というのは、I Q が全部揃ってから起こるものでございますので、そういったこともあります。一応まとめてあるのは一つ目のボツとしまして、国民に水産物を供給するという漁業の果たす公益的な機能を前提として、漁獲量の割当は無償で与えられており、無償で入手した当該割当を当事者間で任意に売買させることは不当利益を認めることとなる。

それから、漁獲量の割当を受けた漁業者が割当を使用しない場合、行政に割当を返還させ、新たな漁業者に無償で割り当てることが最も公益に資すると。追加配分を受けようとする場合は、当該漁業者の漁獲能力等も含めて行政が適格性の審査を行うことが必要である。

それから、3 ボツ目としまして、水産施策上も漁業への新規参入が要請される中、割当の購入が必要となれば、新規参入に取っては参入コスト増となるほか、割当の追加が必要な既存の漁業者にとっても経営の負担にもなる。

割当が利権化することによって T A C や個別漁獲枠の削減が困難になる等、資源管理に支障をきたす可能性がある。

長年培われてきた操業慣行や操業秩序だけでなく、漁村社会に重大な影響を与える恐れがある。こういったことが理由として掲げられております。

I Q ・ I T Q につきましては終わりました、骨子におきましても 4 番目として自主的管理の高度化と掲げられているものでございます。そのポイントとしましては、資源管理指針・計画体制の現状というのは、平成23年度から導入されて現在、平成25年3月末時点では1,700を超える資源管理計画が作成されております。

大臣管理漁業と知事管理漁業を合わせて全体の漁獲量の77.8%が資源管理計画に関連して漁獲されているというようなことでございます。

(2) としまして、この資源管理指針・計画体制、本体制につきましては、先ほど言い

ましたように平成23年度から開始しまして3年が経過したところです。今後を見据えた制度の展開を考えるためには、特に資源管理計画の効果について、次のような観点から評価・検証すべきと。

まず1つ目、ア)としまして、資源管理措置が実施されたことにより、実施されなかった場合と比較して、資源の維持・回復効果が見られたかどうか。

2番目のイ)としまして、資源の維持・回復の効果が見られないとなった場合の見直しの必要性和その内容。

3番目、ウ)としまして、策定主体である漁業者団体等による上記の効果のあるなし、それに応じた見直しの必要性ということでございます。

それから、(3)検証に係る留意点としまして、これを検証していく上で、こういう取組というのは、まず資源管理計画を作成するというのは漁業者でございまして、資源管理・収入安定対策を通じた公的な支援があるということを踏まえると、計画が適切に作成され、実施されたか、その結果どうなったかということは、当事者である漁業者が自己点検するということが重要であろうということでございます。

それから、次の点に留意して作業を進めるべきということでございまして、8ページ目でございますけれども、ア)漁業者自らの自己点検というのは、やはり漁業者ができる範囲で行うということが現実的であろう。余りに困難性の高いものを日々漁を行っている漁業者に求めるということはちょっとやっぱり問題があるだろう。また、求めに応じて、国・県、漁業団体が助言を行っていくべきである。

それから、2点目、イ)としまして、漁業者の主体性を確保しなければならない。国・県、関係団体が事例の提供など助言・指導することにより、実効性を高めるべきであって、仮に改善をするということになったら、取組内容を現場で確実に実施するということが重要になってきますので、そのための合意形成を着実に図っていく必要がある。

ウ)としまして、資源量や漁獲量の変動が大きい魚種を対象とした資源回復計画とか、広域に分布・回遊する魚種についての資源回復計画というのもございますので、やみくもに短期的な評価・検証結果のみでそういったものに対しては拙速な判断はせずに、毎年の評価・検証結果を積み重ねることも重要である。

それから、4点目、エ)としまして、これは幾つかの委員からも指摘があったんですが、資源の維持・回復に対する効果に加えて、加工・流通など、広く多面的な効果も考慮する必要があるというようなことでございます。

この（４）資源管理指針・管理計画の将来的な課題としましては、その検証結果については、今後の対策に活用されなければならない、仮に資源回復効果が乏しいと判断された場合、より高度の資源管理に取り組むなど、所要の改善を図る必要がある。このような具体的な資源管理措置を講じるためには、透明性をもって期限を定めて進めていくことが重要である。

個別の計画について評価・検証を行った後には、その結果を総合し、資源管理指針・計画体制全体についても評価を行うべきであるということが重要であるということがまとめてございます。

それから、ちょっと長くなりますけれども、Ⅳとしまして、今度は個別の事例として取り上げた魚種ごとの資源管理の方向性について取り上げてございます。

１．マサバでございます。太平洋系群、この前の骨子については対応だけが記載してございますけれども、その背景となる資源状況等についてもそれぞれ記載してございます。

資源の状況等につきましては、マサバ太平洋系群の資源量は非常に高い数字にあったんですけれども、2001年、平成13年には15万トンまで減少しました。2012年、平成24年の資源量は109万トンと、15万トンから109万トンまで回復基調にあって、資源水準は低位から中位に変更し、更に資源は増加傾向にございます。

その背景には、2003年から漁業者が資源回復計画というのを作成しまして、大中型まき網漁業が減船、休漁等の取組をやり、更に小型のマサバを保護して卓越年級群を保護したというようなことがございまして回復してきたということで、平成24年からは資源管理収入安定対策を活用して資源管理計画として取り組んでいるというのが資源状況に関連した事項でございます。

それから、今後の対応につきましては、とりあえずマサバ太平洋系群につきましては中位水準に回復したんですが、未だ低位と中位の変更点付近にございます。今後、資源を更に回復することを確実にしながら、一層の有効活用ができるように管理を実施していくことが必要であると。このマサバ資源の8割強は、北部太平洋海区の大中型まき網漁業、通称北部まき網によって漁獲されているという現状にございますから、同漁業の適切な管理が資源管理に極めて重要であるということです。

現在、この通称北部まき網におきましては、漁業者団体の自主的な取組として、漁獲枠の月別・漁船別配分というのが盛漁期を中心に行われている状況にあります。漁獲枠の効率的な管理、それから魚価の安定といった一定の効果が今の取組でも見られているという

ようなことが報告されております。

今後、この自主的な取組を発展させて、より本格的な I Q 方式、周年 I Q のことなんですけれども、その方式の導入を図ることによって小型魚の漁獲抑制等の資源管理効果や、操業や水揚げに当たっての各船の創意工夫の促進が期待されることとなります。このような取組の中で、魚価と操業コストを重視した操業・経営への転換が促され、これが更なる資源管理効果につながるという可能性もあります。

本格的な I Q 方式導入に向けては、まずは一部漁船による試験的な取組を行い、加工・流通関係者等への影響も見極めながら、I Q 方式の効果や課題について検証を行っていく必要がある。具体的には、太平洋におけるマサバの盛漁期である今年の秋を目途に、一部の漁船を対象に試験的な I Q 方式に着手してデータの収集を開始するとともに、数年間の活動を通じてその効果を実証するということが考えられます。

この取組につきましては、我が国における I Q 方式の導入のテストケース、まさに T A C 魚種を I Q 方式に持っていくのは初めてでございます。I Q 方式の導入のテストケースとして位置づけた上で、実際の効果や課題を検証しながら実施することというのが望ましく、具体的な管理手法や検証のための準備や本格的実施に向けた制度面での検討を進める必要がある。特に漁獲管理を確保するためには、実証を行う漁船ごとに国が漁獲枠を配分するなどの公的関与を強化する必要がある。更に、I Q 方式の効果等については、試験研究機関等が客観的に検証していくことが望ましく、この場合に必要な水揚げの際のサンプリング、操業・経営情報等の提供について、当該漁業者の理解と協力を得る必要がある。

これが、マサバ太平洋系群についての今後の対応ということで取りまとめさせてもらっています。

それから、2. スケトウダラ、日本海北部系群です。

資源の状況につきましては、スケトウダラ日本海北部系群の資源量は、かつて高い水準にあったんですが、1991年、平成3年以降は減少傾向を示し、2007年、平成19年には8.5万トンとピーク時の1割程度まで減少しました。2012年、過去最低値を上回っているものの依然として低いままであることから、近年の資源水準は低位で動向も減少傾向とされております。

ただし、この日本海北部系群というスケトウダラにつきましては、沿岸・沖合漁業とも依存度の高い重要魚種であり、これまで漁業経営への影響を考慮して A B C を上回る T A C が設定されてきており、2014年、平成26年漁期につきましては、A B C 6,500トンに対

して1万3,000トンのTACが設定されております。

2013年の資源評価によれば、現在の水準の漁獲を続けた場合、本系群の2015年、平成27年漁期の資源量は、資源評価上、禁漁またはそれに準じた措置が提言される科学的な閾値（Bban）である3万トンをわずかに上回るか、場合によっては下回る可能性が指摘されております。

今後の対応としまして、低位・減少傾向にある資源の回復を促すためには、漁獲圧を現状よりも削減する必要があり、今後設定するTACはABCと等量か、できる限りABCに近いものとする必要があります。併せて、TAC以外の管理措置として資源回復に有効なテクニカルコントロールを実施すべきであります。

限られたTACを遵守するには、当該資源を利用する漁業全体で取り組むことが不可欠です。また、このような中で、個々の漁業経営の維持・発展を図るためには、限られた漁獲枠から最大限の経営上の成果を得る取組が必要で、そのための方策としてIQ方式の枠組みが有効と考えられます。しかしながら、現状では資源が低位・減少傾向にある中、極めて限られたTACを個別に配分する場合、漁船ごとの漁獲配分に対して漁獲コストが大きくなり、むしろ不合理な経営となる恐れがあります。

というのは、前年の半分になるわけですので、コスト的に全く見合わなくなるという可能性があります。このために、漁獲枠の配分方式については、操業実態を踏まえて最適な経営単位、複数隻の単位に配分いたしまして、各経営単位の中でそれぞれで、操業隻数を減少させたり、操業時期を工夫したりすることによって経営として生きていけるというか、そういった状況の取組を行いつつ、資源と経営をバランスさせ、合理的な漁獲を目指すことが必要であり、これを実証して効果や課題を検証することは、今後、資源がある程度増し、経営体数の調整がなされた時にIQ方式の枠組みを構築する場合に資するものとなると考えられます。

ただし、これは大臣許可漁業であるところの沖合底びき網漁業とかでこういったことを工夫していかなければならないんですが、小規模の沿岸漁業については、隻数が非常に多くて、個別割当の配分や管理というのが将来的にもなかなか難しい面がございます。そういった関係で、地区別、漁業種別のグループ配分等によって、限られたTACが有効に利用される方式とすることが望ましいというふうに記載しております。

これらの実証を行う際には、漁業者団体が自主的に配分管理していた従来の方式から、経営単位やグループごとの数量を記載したTAC協定を、国や都道府県が認定するという

ような形で公的関与を強化することで実施を確保する必要があります。

なお、スケトウダラに関するこのような枠組みは、今後の資源管理のあり方を方向づけるテストケース、非常に資源状況が悪いものに対してどのようなアプローチを行っていくかということに対してのテストケースとなることから、その効果や課題について、試験研究機関等における検証や必要な情報の収集を検討することが必要と。

ここから重要なんですが、このような厳しい管理措置を講じる一方で、海洋環境はなかなか資源の再生産にとって望ましいものではないという状況にあります。当該措置の効果があらわれるまでには時間がかかることが予想される。このため、漁業者や漁業地域の短期的な窮状を緩和する措置を含め、漁業実態を踏まえた最適な経営単位の検討とか、他業種への転換、減船による漁船数の削減等、操業体制の再編、それから、地域における漁業経営の合理化のための措置を総合的に検討しなければならないということでございます。

それから、3. 太平洋クロマグロ。資源状況については、これまでも説明してございます通り、太平洋クロマグロは資源が非常に悪化しており、北太平洋まぐろ類国際科学委員会（I S C）では、本年4月に以下の管理勧告を公表しています。

ア）としまして、2012年、平成24年の親魚資源量は歴史的最低水準、1万9,000トン近くまで減少しており、未成魚の加入も低水準の状況にあります。

11ページ目です。

イ）としまして、未成魚の低加入が継続すれば、現在の保存管理措置では親魚資源の増加は期待できず、歴史的最低水準を割り込むリスクが増大する。このため、ウ）全ての年齢の未成魚の漁獲死亡率及び漁獲の更なる削減を検討すべき、I S Cの試算によれば、未成魚の漁獲量、2002年から2004年までの3年間の平均漁獲実績から50%削減した場合のみ親魚資源が回復するというふうになっております。

更に、エ）加入動向を迅速に把握するため、加入モニタリングの強化が必要である。

そういったI S Cの勧告を受けまして、我が国としての今後の対応としましては、太平洋クロマグロの最大の漁業国であり、かつ消費国である我が国が国内における資源管理と調査研究の強化を図り、それと整合する形で国際的な資源管理をリードしていくとの方針に基づいて、I S Cの勧告を踏まえて、以下の取組を推進していく必要があるということとございまして、I S C勧告をそのまま受けてやるわけでございますけれども、ア）としまして、太平洋クロマグロ親魚資源量を10年以内に歴史的中間値まで回復させることを目標に、2015年以降の未成魚の年間漁獲上限を2002年から2004年まで3年間の平均漁獲実績

の50%とする。

イ) としまして、中西部太平洋まぐろ類委員会(WC P F C)の決定に基づいて、従来から30キロ未満を未成魚として漁獲規制をしており、我が国の未成魚漁獲上限を4,007トンとする。

ウ) 漁獲上限の確実な遵守のために、報告頻度の高い漁獲モニタリングをやる。

エ) クロマグロの回遊時期や回遊量は、地域により、更に年により変動するという性格がございますので、地域間・漁業種類間の不公平を生じさせないように漁獲上限のモニタリングは大中型まき網漁業、規模の大きな大臣許可漁業でございますけれども、については業界単位で実施。2番目、それ以外の漁業、要するに知事の管理の漁業等でございますけれども、それは全国6ブロックに分けて、各ブロックごとの漁獲総量が上限に近づくといった場合については、警報、それから操業自粛要請を漁業者だけではなくて、流通加工業者、消費者などに広く発信してやっていく。

それから、オ) 大中型まき網漁業において、業界が自主的に取り組んでいる日本海の産卵期の漁獲管理についても、親魚資源の保護にも貢献するものであり、引き続き取組が進めるように指導・調整していく。

それから、カ) 選択的な漁獲が困難な定置網等に対するものを含めて、上記の措置の円滑な実施のための方策を検討する。

キ) I Q方式については、既に大中型まき網漁業において、時期的な漁船別配分による管理が行われているけれども、その他の漁業については、選択的な漁獲が困難な定置網を含め、多数の漁業種類・漁業者が従事し、漁獲状況も年変動が激しいことから、やはりやり方としては上記のエ) 大中型まき網漁業については業界単位で管理し、それ以外については全国6ブロックに分けてやっていくという方式が現実的であろうということでございます。2万隻程度の漁獲がクロマグロは沿岸のほうではございますので、そういったものを踏まえた場合、先ほど言ったような管理が適当であろうということでございます。

最後に4.トラフグでございます。

トラフグにつきましては、資源の状況については、資源の状況と言いますか、トラフグの漁獲の特徴ですけれども、20府県にわたり、はえ縄、小型底びき網、小型定置網、釣りなど、様々な漁獲種類によって漁獲されております。これは規模の大きな大臣許可漁業では一切採られておりませんで、知事の管理する漁業でほぼ全てが採られております。非常に近年の資源状況は低位であって、資源動向は減少と判断されておまして、資源は非常

に危機的な状況にあるというふうに研究機関から指摘されております。

資源管理につきましては、中ほどのパラグラフですけれども、いろんな形で山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、広島県、各地域で、独自で隻数の管理とか休漁期間の設定とか、小型魚の再放流とか、いろんな取組がされて、なおかつ150万から250万尾の人工種苗を放流してきたりしているんですけれども、どうも統一的な取組がなくて、横断的に資源管理を検討する体制はほとんどないというような問題があります。

それから、一方、多種多様な漁業による漁獲の7割以上は未成魚、0歳から1歳魚を占める実態にあります。これらの操業の多くは産卵場や生育場が多い瀬戸内海とか有明海で行われておりまして、このため、従来の取組、いろんな取組が行われているんですけれども、大量の未成魚の漁獲が継続する限り、種苗放流を継続しても資源量は減少し続けるというふうに推定されております。

こんな状況がございまして、今後の対応としましては、トラフグは生態的にも不明な点も多いんですけれども、まず資源回復のための予防措置としては、生育場等における未成魚と産卵場における親魚を対象とした漁獲規制や保護などに取り組まなければいけないということでございまして、そのためにはトラフグを漁獲する全ての関係漁業者、関係行政機関、試験研究機関が参画する横断的な検討の場を設けて資源管理措置について検討し、関係漁業者が統一的な方針のもとで資源管理に取り組むということが望ましいということでございます。そういった仕組みを進めていくべきだと、構築できるように進めていくべきだということにしております。

先行的にトラフグの成魚を採っている資源管理に対する取組を既にやっている方々もおりますので、そういった方々の円滑な実施のための方策も検討していく必要があるということございまして、13ページ目でございますが、やはりトラフグ資源の管理を効率的に進めるためには、漁獲の7割を占める未成魚の抑制に取り組む必要があつて、未成魚しか分布しない地域とかがございます。それから、混獲が避けられない漁業種の実情というのを調査しながら、関係者が連携して未成魚漁獲の抑制や未成魚の再放流の検討をする必要があるということです。

それから、種苗放流につきましては、未成魚漁獲の抑制と組み合わせることが非常に効果的な資源増大を図るということになります。そういった関係上、資源管理と一層の連携を、種苗放流を図りながら十分な尾数を確保しつつ、放流効果の高い場所で集中的な放流と、尾びれの欠損等がない健全な種苗を放流するなど、種苗放流の有効化を併せて

検討していく必要があるということはトラフグに対する今後の対応でございます。

最後に、Vとしまして、今後の資源管理への期待でございます。

本取りまとめは、5回にわたる会合を踏まえた検討会の提言として、検討会を設置した水産庁に提出される。今後、水産庁は関係部局、関係漁業者と調整を進め、より具体的な措置を早急に検討し、可能な部分から速やかに取組を実施すべきであるということでございます。

4魚種について様々な検討を行った。関係漁業者の意見を聞きつつ検討を行ったわけですが、この4魚種に対する資源管理は、それ自体は重要なんですが、今後、他の魚種についても資源回復を図る際にも有用な知見を提供するというふうに考える。

資源管理のあり方に関する検討は、本検討会で完結するものではない。様々な場において継続されるべきものであって、特に、今後行われる資源管理指針・計画体制の評価・検証は、我が国の漁業管理の特徴である漁業者の自主的な取組をより高度化させ、IQの試験操業にもありますように、公的管理との連携を図るものとして極めて重要である。次期水産基本計画、再来年に見直し計画が来ますけれども、次期水産基本計画も視野に入れつつ、所要の作業を進める必要があること。

これらの取組は、水産日本の復活に向けた貴重な一歩であり、本検討会の取りまとめがその羅針盤となることを期待するものであるというふうに結合させていただいております。

後ろのほうに開催日程と名簿がついております。

以上でございます。

○櫻本座長 どうもありがとうございました。

4回に及ぶ検討会での内容をまとめていただいたもので、非常に広範囲な内容になっておりますけれども、既に事前にお配りして意見をいただき、その内容を反映したものになっておりますので、特段項目ごとには分けずに、一括して質疑をしていただきたいと思いますけれども、ご意見等ございますでしょうか。

勝川委員、お願いします。

○勝川委員 3ページの我が国の資源評価について、他の先進国と比べて遜色のないものになっているというのは、資源評価の段階では多分そうだと思うんですけども、一方で、設定されたTACの消化率というのが諸外国と比べると低いんですね。普通はTACと漁獲実績というのがほとんど等しくなって、例えば北欧だとか、北米だとかはそういうふうになるんですけども、日本の場合は大体3割ぐらいは採り残すような資源も少なくない

んですけれども、これはT A C設定として今のままで良いんでしょうか、ちょっとそのあたり、本当にこれで良いのかということを僕は非常に不安に思うんですけれども、そういうことはここでは取り上げないんですか。

○枝元資源管理部長 T A C制度については、4 ページから5 ページに色々書いてございますけれども、ご指摘いただいた通り、スケトウはちょっと別として、T A Cの消化率については他の魚種、漁期によって違いますけれども、勝川先生がおっしゃる言葉で言うと採り残しみたいなのは行っています。今は他のスケトウ以外はA B CイコールT A Cということにしておりますので、そういう意味からするとやっぱりA B Cの精度向上、T A C設定の精度向上、それを図っていくということなんだろうと思います。

そこをだからA B CよりもT A Cを下に置くべきかどうかという議論がもう一歩先にあるんだろうと思うんですけれども、そこまではこの検討会ではちょっと議論はできていないというふうに思っております。

○櫻本座長 よろしいでしょうか。

他にございますでしょうか。

牧野委員、お願いします。

○牧野委員 取りまとめありがとうございます。1 ページの大きなⅢ、資源管理施策についてところで、最初の1 行目ですね、亜熱帯から亜寒帯に国土が広がっているという記述があるんですけれども、私、個人的にはむしろ国土の広がりよりも海が、国土はもちろん内水面という意味では重要なんですけれども、領海、あるいはE E Zが熱帯から亜寒帯まで広がっているというところも、特に東南アジアの国々から日本を見た時には凄く注目しておられるところだろうと思います。

沖縄の先島諸島とかそれより南のところを、私、海の中はピュアなトロピカルだというふうに認識しているんですけれども、そこはまだ亜熱帯だという生態学者もおられまして、ここは生態学的な知見、専門家に判断をお任せしますけれども、国土というよりも操業している海域が、特にE E Zが幅広い生態系にあるんだというところが重要なと少し思いました。

○櫻本座長 ありがとうございます。それは検討して。

○黒萩資源管理推進室長 「我が国海域」というふうに書いたほうが適当だというご指摘ですか。

○牧野委員 国土は内水面は国土にかかわると思うので、「国土及び我が国水域」という

表現になりますよね。

○櫻本座長 どうもありがとうございました。

他にございますでしょうか。

田添委員、お願いします。

○田添委員 11ページに太平洋クロマグロの今後の対応のところでございます。下から2番目のカ)に、上記措置の円滑な実施のための方策を検討の脚注を5ということで入れていただきましてありがとうございました。ただ、前回も申し上げたんですけれども、参考人を含め、一番心配していることは、漁獲規制またはその抑制により生じる損失や対策が必要というご意見をこの前も申し上げたんですけれども、これもこの中のモニタリングシステム等というふうに書いてありますけれども、この中に入っていると理解してよろしいか、ご質問でございます。

○黒萩資源管理推進室長 強度の措置が講じられた時の、それに対応するための支援策ということもこの中に検討の素材として入っているつもりです。

○田添委員 ありがとうございます。

○櫻本座長 どうもありがとうございます。

他にご意見、ご質問。

勝川委員、お願いします。

○勝川委員 5ページの下のほうなんですけれども、I Q方式のところ、漁場や水揚げの集中により魚価の乱高下を引き起こす可能性というのが指摘されているんですけれども、僕が知っている範囲だと、I Q方式だと魚価が安い時には採りに行く必要がないので、むしろ魚価は安定すると思うんですけれども、これは乱高下はどうしてそうなるのか、実際そうになっているのかということを教えてください。

○黒萩資源管理推進室長 この比較は、いわゆるオリンピック方式との比較をしたものではなくて、現在の漁業者取り決めで行われているような漁獲枠を共同体的な組織によって共有して管理する方式と比較した場合、乱高下を引き起こす可能性があるのではないかということで記載したものでございます。

○櫻本座長 東村委員、お願いします。

○東村委員 ただいまI Q方式と魚価の関係が議論されましたけれども、価格というのは必ず先の消費者側、むしろ国内市場だと消費者側によって規定されていって、それが魚価を規定するというふうには現在ではそういうふうになっている、川下規定が強いというふう

に言われております。

ですから、それをにらみながら漁業をするということは必ずしも現実的ではないというか、そんなものは予測できないことも多く、また、確かに I Q が設定されている漁期に全て同じような質の漁獲物が同じような効率で漁獲されるのであれば計画的にできるんですけども、実際にはある漁期、皆さんどんな魚種ですけれども、良いものが採れる漁期というか、季節というのは限られております。そこに漁獲が集中するとなれば、個々の判断で行いますから、これまで高い価格で採れていたものが下がるという恐れは十分にあります。

また、先ほども申し上げましたように、漁獲量が増えれば単価が下がるというメカニズムが必ずしも働かないという事例も多々ございます。ですから、もちろん現在の共同体組織に比べてということもありますけれども、決して I Q 方式によって価格が一定化するというのはある条件が揃っていないと無理だというふうに考えております。このことは、私が以前、委員からの資料として配付していただいた中にも書かれております。

以上です。

○櫻本座長 ありがとうございます。

勝川委員、お願いします。

○勝川委員 I Q は、自分が枠を持っていれば好きな時に採れる、だから、価格が高い時に採りにいくことができるわけですけども、これまでの個別枠がない状態で、価格が低いけれども採りに行かなきゃいけない漁業よりは価格が上がるのは間違いないと思います。

あと、漁獲が集中して価格が下がる可能性というのは、漁獲が集中したら、それは個人が枠を持っているんだから話し合って分散させれば良いだけの話です。例えば、アラスカのダッチハーバーのカニ漁業で2005年から個別漁獲枠入れました。それまでは自由競争で採っていたんです、ヨーイドンで採っていたわけですね。それで、大体7日ぐらいでカニを採り尽くして、1年分の漁獲枠を採って終わっていたわけですけども、これが漁船ごとに配分されるようになってどうなったかという、まず港に水揚げできるかどうか、加工場と連携して船が出ていくようになった。そして、漁船の間で組合ができて、そういう誰の船が出ていくと、ローテーションで海に出ていくようになったわけですね。これは I Q 方式を導入したから起こった変化であって、そして、こういう操業パターンを合理的に話し合って変えることによってカニ漁業の利益が伸びたというふうに僕は現地で聞きましたけれども、そういう形で I Q によって価格が、要するに値崩れするような採り方をしな

くて済むわけですから価格が低くなりづらくなるし、全体としての魚価が上がるという事例は世界中に沢山あると思います。ですから、この記述は現実に即していないと思います。

○櫻本座長 東村委員、お願いします。

○東村委員 すみません、ただいまのアラスカのカニ漁業に関してですが、私も同じくダッチハーバー及び漁業者への聞き取り調査を行っております。

その結果として、まず、魚価が上がったという事実は確認されておられません。実際に2005年以前、2005年から新しい制度ができたわけですがけれども、それ以降と比べて単価が上がったという事実はございません。

それと、今ITQ、現地でIFQと言うんですがITQと同じと考えていただいてもよろしいですが、これだけを取り上げて話をするのは大変危険なこととして、余り長く話すと私の本筋から外れていく、私の研究の話になるのでとどめますが、加工業者にも譲渡可能個別割当が割り当てられるというような非常に大きなメカニズムで、ただITQを入れただけとか、ただ漁業者の共同経営みたいなものが制度化されただけというような、そんな単純な話ではないんですね。そこを何かITQだけを取り上げて議論するというのは大変危険なことですし、まだ公表していない論文ですので、その辺はここでとどめておきます。

○櫻本座長 ありがとうございます。

私はちょっと専門から外れるので確かなことは言えませんが、例えば漁期が比較的長い対象魚種と比較的短い、今、この1週間から2週間ぐらいの間に採りにいかないとどっかに移動しちゃうという魚種とではかなり違うのかなという気はしますので、外国でそうじゃないから日本で起こらないという可能性もないでしょうし、それはこれから検討するというのが今回の提言にもなっていますので、実際にチェックしてみれば良いんじゃないかと私は思いますけれども、それでよろしいでしょうか。

ありがとうございました。

他にご意見ございますでしょうか。

勝川委員、お願いします。

○勝川委員 同じく5ページ、漁獲量管理のための管理コストが増大するというのは、IQにすると従来の今のTAC管理よりもどのようなコストがかかるのかということを教えてください。

○黒萩資源管理推進室長 IQにしますと、監視しなきゃいけない隻数というのは当然増

えるわけで、足らなくなる可能性というのも増えるわけでチェックする数は増えます。団体に管理させているのとの比較です。そういった意味での監視コストがかかるということです。

○勝川委員 今でもTAC魚種に関しては、漁獲量は把握しているわけですね。

○黒萩資源管理推進室長 総漁獲量としてですね。

○勝川委員 総漁獲量ですね。だから、その総漁獲量をそれぞれの船がという部分を明らかにするとところで莫大なコストが発生するという話なんですか、これは。

○黒萩資源管理推進室長 漁獲量管理のための監視コストというのは、やはり隻数が増えればそれに比例すると思いますけれども。

それと、先ほど勝川先生がおっしゃった通り、IQ方式にしてもちゃんとした話し合いが行われれば、先ほど言われたような懸念というのは当然起きないわけなんですね。今、比較に文書化しているものは、事業者取り決めで話し合いが行われて、そのような集中的な漁獲が行われない状況と、単純にそれをIQに引き延ばして、その話し合いが行われなかった時に先ほど言ったような、魚価の乱高下といったような懸念も起こってくるという観点でこの部分は記載しておるところです。

○勝川委員 その比較の対象というのが、日本の一般的な漁業の現状とは大分違うんじゃないのかなという気がするんですけども、例えばクロマグロでも、今まき網が大量に採って値段が下がってしまったりとか、そういうことがあるわけですから、現状と比べると改善される可能性が高いと思いますので、そういうことも書いておいていただければありがたいです。

○櫻本座長 どうもありがとうございました。

他にございますでしょうか。

もしなければ、この議題に関しては、長屋委員、お願いします。

○長屋委員 7ページの資源管理指針・計画体制のところでございます。この検証を行っていくということについては前回私もご意見申し上げて、その点については留意事項のほうに取り上げていただいていることで感謝を申し上げるところでございます。

ただ、この中で、検証の内容で出てくるところの、検証して、この計画に沿って行ったことが資源の維持・回復にどう効果が出たかということについて今検証しろということになっているんですが、非常に長い期間がかかるような、太平洋のマサバにしたってそれなりの卓越年級群なんかの問題があって時間がかかる。まだ始めて3年間でございます。

そういうふうな資源の持っている特性であるとか、または管理の取組だけではなくて他の要素、環境的な要素で漁獲が増えるとか減るとか、こういうことが沢山あるということは、これは全体を通じて書いてあるわけですから、3年間の取組で、例えば取組を行ったことがどういう効果があったか、支援に対して効果があったのかということは非常に難しいことだということは十分認識をしていただいて、私どもとしてはやはり、まずは計画をしたことについてしっかりとこれは実施がされたかどうか、それから、そういうふうなことを取組んだ上でいろんな課題もあるわけですから、そういうことをまずはしっかりと評価をしていく、こういうところから始めていくというようなことで、全ての取組が資源に対する効果がどうであったか、ここを全て求めていくというのはちょっと難しい話ではないかなということは十分認識をしていただきたいということのお願いでございます。

○櫻本座長　ありがとうございました。

おっしゃる通りだと思いますね。ですから、どういう項目について評価するかということも含めて検討させていただきたいと思います。

他にございますでしょうか。

勝川委員、お願いします。

○勝川委員　あと、このマサバの場合、I Q方式の効果を今後検証していくことになると思うんですけども、その場合、誰がいつまでに、どういうふうに評価するのでしょうか。

○加藤漁業調整課長　マサバにつきましては、この文章の中にもございますけれども、本年の秋ぐらいからを目処に実施をしたいということで、今後、水産庁のほうでどういう形で配分するかとか、配分の基準ですとか、あとは実際のモニタリングの方法等をこれからきっちり詰めていきたいと思っています。

実際の試験的 I Qに入れば、その漁獲状況等については水産庁のほうで常時把握し、1漁期、ですから来年の夏ぐらいまでの1年間の試験的な I Q実施結果については、水産庁のほうが関係試験研究機関との協力を得ながらそこでやっていくというようなことを現時点では考えています。

○勝川委員　効果の部分は、実際やっている人だけではなくて、第三者性があるような何らかの評価機関があったほうが適切な判断ができるんじゃないかと思います。

○加藤漁業調整課長　取ったデータにつきましては、基本的にどういう形の公表ということになるかはちょっとわかりませんが、皆さんの中でよく共有していろんなご意見

を伺いたいというように思っています。

○櫻本座長 よろしいでしょうか。ありがとうございます。

他にご意見ございますでしょうか。

濱田委員、お願いします。

○濱田委員 サバの件につきまして1つだけ、今回、テストケースのような格好で何隻か周年IQ方式を導入して効果を実証するというところでございますけれども、どのような効果の検証なのかがまずちょっとわかりにくいというところです。資源管理という視点から見れば全体の効果でございますので、そうなってくると個別経営の話になってくると思うんですね。

一方で、現在団体のほうで月別、船別割当をやって、ある種生産調整が行われている。それとは別に、IQで自由にということになるかどうかかわからないですけれども、それは一方の生産調整の攪乱要因になっちゃうんじゃないかと思うのです。同じサバで、同じ市場で水揚げするということは、足並み揃えているところに足並み揃えないものが出てくるというふうに思うので、そうなると効果というのが若干見えにくくなるんじゃないかというところでございます。

まだ具体的にどのような試験をやるかというのは決まってないということなのですが、どういう効果を検証するのかが問題になると思うのです。質問と言いますか、コメントということで意見させていただきました。

○櫻本座長 ありがとうございます。お願いします。

○加藤漁業調整課長 今回の試験につきましては、現在、業界団体でやっている月別、船別の管理というものと並行して年間のIQ方式というのをできれば良いなと思っております。

詳細につきましては、この報告を受けて、今後業界団体の方々と色々相談をしたいと思っておりますけれども、そこで得られる効果としては、この報告書の中でも分析しているIQによる効果ですね、選択的にと言いますか、それぞれの経営判断での漁獲というものが、あるいは経営の改善というようなところでどう結びついていくのかというようなところをうまくデータとして取れば良いのではないかなと。そこら辺の設計についてはまた皆さんのご意見を伺いながらというふうに考えております。

ということではお答えになっていないですか。

○濱田委員 価格等は全体で調整していると、そこに別の要素が入るということですから、

単純に分けて考えられないところが出てくると思うんですよ。だから、一方で試験でやって、一方では自主的にやっているのに、自主的にやっているところの邪魔になると言いますか、そっちを攪乱させてしまうのではないかということです。要するに今日はこれだけしか水揚げする予定と全体で決めているのに、一方で沢山水揚げするテストケースの船があるということであるのなら、ちょっともめはしないかというような懸念が思い浮かんだのです。

○加藤漁業調整課長　そこは、まさに今現在やっているところに悪影響を与えないような形での設計というようなことを考えていきたいと思っています。それは、実施する船の規模ということにつながってくるかと思いますけれども。

○櫻本座長　よろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

他に。長屋委員、お願いします。

○長屋委員　先ほど、I Qを導入して管理にかかるコスト、これがかかるということについてのご論議がありました。このことはしっかりと私は認識をされた上でこのI Qについての議論はされなきゃいけない。現在も行われているように、団体が自らの中でとも詮議によって個別の割当を管理していくのか、または国が前に出てきて国による管理をするのか、国による管理となると責任が国に生じますから、国が与えた割当ですから、これを守らせるということは国の責任になるわけですから、当然としてそれが守られるかどうかについてはしっかりとした体制を組んでいただかなければ、この制度自体が崩壊するということになります。

ですから、そのためには、当然として人も、それから船も金もかかるということはしっかりとここは認識をした上での議論でなくてはおかしいと思います。

併せて、私は資源の評価についても、これは人を沢山導入する、それから金も無尽蔵に導入すれば、確かに資源についての評価は上がるのかもしれませんが。しかし、やはり全体として今回の資源の管理のあり方もそうですが何のためにやっているのか、資源だけを守れば良いのか、または本当に食料の安定供給ということをちゃんと図っていくことを考えてやっていくのか、国の財政も厳しい中、国民の税金を使ってやるわけですから、しっかりこの中に書き込んで議論をすべきだというふうに私は思います。

○櫻本座長　ありがとうございました。非常に重要なポイントをご指摘いただいたと思いますけれども、他にご意見、ご質問ございますか。

勝川委員、お願いします。

○勝川委員 現在のTAC制度の漁獲枠も国が与えていたと思うんですけども、それをIQにしたら責任の所在が変わるというのがちょっと理解できないので教えてください。

あと、安定供給は非常に大事なんですけども、水産資源がなければ安定供給はないわけで、やはり水産資源の安定を図って、その上で漁業生産が安定できるように資源管理をやっていくことは非常に重要だと思います。

○櫻本座長 長屋委員、よろしいでしょうか。お答えをお願いします。

○長屋委員 TACの管理は当然として国の責任であります。それから、それをIQに分解した場合には、IQの管理自体も国の責任が生じるという、そういう変化があるわけですから、そのことぐらいは誰でもわかることだというふうに思っております。

○櫻本座長 ありがとうございます。

他にご意見ございますでしょうか。

なければ、この議事に対する議論はこの辺で閉じさせていただきたいと思います。

細かい文言の修正につきましては座長一任ということでお願いしたいと思います。

今年の3月から今日を含めて5回、非常に熱心にご議論いただきまして、なかなか良い取りまとめができたのではないかと考えております。どうもありがとうございました。

この取りまとめを今後の資源管理に適切に適用していただいて、日本の資源管理をますます良いものにしていただきたいと思いますと考えております。どうもありがとうございました。

それでは、議事の3の今後の予定についてですが、事務局からお願いいたします。

○枝元資源管理部長 今日、取りまとめていただきましてありがとうございました。また、先ほどの議論につきましても、非常に重要な点が多々ございました。ありがとうございました。

水産庁として若干の字句修正あろうかと思いますが、これを受けまして次のように対応していきたいというふうに考えておりますので、ご報告し、ご意見いただければと思います。

まず、個別の魚種の関係からまいりますと、マサバの太平洋系群につきましては、試験的にIQを導入せよというご指摘をいただいております。

先ほど幾つかご議論ございましたので繰り返になりますけれども、水産庁において漁獲はこの配分の基準、水揚げのモニタリングを含む配分の遵守確保のための措置等々、実施方法を早急に検討いたしまして、まき網業界とも調整を図った上で太平洋のマサバの盛漁期である秋を目途に、一部漁船を対象に試験的なIQを導入してデータの収集を開始し

たいと思います。試験的な I Q の実施期間においては、水揚げ、操業、経営等の様々な状況を把握いたしまして、26年の漁期終了、来年の6月になりますけれども、その時点で研究機関とも連携しながら総合的な効果検証を行っていくということで、途中段階、また漁期が終わった後、そういうところで様々な検証を行っていきたいと考えております。

あと、スケトウダラの日本海の北部系群でございますけれども、27年の漁期が来年の4月から始まります。それに向けまして北海道、漁業団体とも連携をしながら、基本的に T A C を A B C と等量化、できる限り近いものにするように進めていきたいと、併せて漁獲の枠をグループ等へ配分する方式ですとか他業種への転換等々、操業体制の再編等、経営合理化のための措置を検討いたしまして、関係漁業者の理解を得ていきたいと考えております。

また、太平洋のクロマグロにつきましては、ともかく27年からの未成魚の漁獲半減、4,007トンを達成するために、今回ここでご指摘いただいたようなことも含めまして、クロマグロの漁獲の多い浜をともかく回りまして、様々な漁業種ございますので、丁寧な説明を行って、まず半減する必要性についてご理解をいただいた上で、定置も含めた管理の具体的な手法を詰めてきちんと4,007トン、半減できるようにということをしていくとともに、また、国際的には W C P F C のもとで、世界各国が同様の目標に従ってやっていくという方向で日本がリードしていきたいというふうに思っております。

あと、トラフグにつきましては、先ほどご指摘ございました通り、まだともかく関係者が寄ってきちんと議論するということからの始まりでございますので、秋までにはトラフグを漁獲する関係漁業者、都道府県を含めた関係行政機関、また、試験研究機関等々、横断的に参加する全国の検討会議みたいなものを立ち上げまして、漁獲の7割を占める未成魚の抑制ですとか、種苗放流の有効化に向けた議論を開始したいというふうに思っております。

また、先行して資源管理に取り組んでいるはえ縄漁業者もいらっしゃいますので、これらの方々の資源管理の強化策についても検討していきたいと思っております。

以上が個別魚種の関係でございます。

また、先ほどもご指摘ございました資源管理指針・計画につきましては、開始後3年間の経過したということで、漁業者の自己点検のやり方について、漁業者団体なり都道府県と相談をしながら、できる限り早く自己点検を行ってもらった上で、来年度にはこの資源管理措置の見直しや本体制全体の評価を行った上で、この体制についての必要があれば

見直しを行っていくというような作業に入っていきたいというふうに思っております。

また、以上の個別の魚種にせよ、資源管理計画にせよ、様々な影響がございます。これらを進めるに当たって必要な支援策等について、8月末の概算要求に向けて水産庁として検討してまいりたいと思っております。

最後に、先ほどの個別魚種なり、計画なりそれぞれの取組の状況とか結果につきまして、適宜また本検討会にご報告を行って、各委員のご意見をいただきながら資源管理の高度化を図っていききたいと、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○櫻本座長 どうもありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問。

牧野委員、お願いします。

○牧野委員 ASEAN諸国がSEAFDEC（東南アジア漁業開発センター）を通じて非常に強い関心を、この結果、議論に示しておられるので、英語バージョンの作成を、骨子の部分だけでも結構ですので、是非ご検討いただければと思います。

○櫻本座長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。多分大丈夫だと思います。ありがとうございます。

他にご意見ございますでしょうか。

幡宮委員、お願いします。

○幡宮委員 今、個別魚種についてはご説明あったので、細かいところは今後いろんな関係者と協議ということだと思えるんですけども、最後にちょっと話がございました今後もこの検討会を閉じるということではなくて、今後も継続して色々報告なり協議を続けていくということで理解してよろしいのでしょうか。

○枝元資源管理部長 はい、一応1年間、各委員にはご了解いただいているというふうに思いますけれども、当然ながらこのマサバのIQの話だとか、スケトウにせよ、いろんな個別のものもございますし、資源管理計画なりもございますので、今回5回ちょっと詰めてやっていただいて恐縮だったんですけども、それらの中途段階なり節目でご報告をして、当然今回試験をやったりしていくわけなので、それを具体的にどうつなげていくかというご意見をまたいただこうと思っているんですが、そういうつもりだったんですけども、よろしゅうございましょうか。

○櫻本座長 よろしくをお願いします。

他に。

勝川委員、お願いします。

○勝川委員 今日、資料3のほうに添付させていただいた最後のページなんですけれども資料がありまして、これはノルウェーの資源管理について、漁獲枠制度というのが持続性や収益性にどのような影響を与えているのかということ、これを現地の人に聞いてみようということで、ノルウェー大使館を通じて漁船組合の人たちからそれに関する回答を得たものです。やはりノルウェーの個別漁獲枠制度というのが、一番魚が高い時に採りに行けるからそれが漁業経営に寄与しているというような内容になっておりますので、読んでいただければ幸いです。

あと、ニュージーランドの件でも、例えば沿岸漁村が消滅しているとか、ちょっと事実と違うような認識で議論されている部分もありましたので、今後、海外のことはこういう形で、大使館経由で裏を取ってみるとか、そういうことをしたほうが正確な情報をもとに議論ができるんじゃないかと思いました。

以上です。

○櫻本座長 ありがとうございます。

他にご質問等ございますでしょうか。

なければ、最後の議事になりますが、4、その他とありますが、何かご意見ありますでしょうか。

もしなければ私のほうから少し、先ほどの勝川委員の発言と同じ資料3についてなんですけれども、第4回、資源管理のあり方検討会で、佐藤力生参考人のほうから「マイワシ太平洋系群の資源変動の観察から、MSY理論の根拠となっている密度効果が主な資源変動要因ではないという論文が発表されていて興味を持った」というような発言がありました。私もMSY理論については、第1回の検討会で「MSYも怪しい」という表現で少し触れましたが、今回の資源管理のあり方検討会では時間的な制約もあり、それらについて議論することは不可能だと最初から思っておりましたので、あえてそれ以上の発言はしませんでした。佐藤力生参考人に取り上げていただいたこともありますし、また、今後、資源管理について議論する場合には避けて通れない極めて重要な問題でもあると思いますので、ちょっと二、三分、お時間をいただいて、ごく簡単に補足説明をさせていただきたいと思います。

密度効果と言いますのは、資源が増え過ぎることによって生じるマイナス効果のことで

す。密度効果が存在しますと、漁業がないという状態では資源が低水準の時は必ず資源は増大します。しかし、資源が大きくなり過ぎますと、今度は逆に密度効果が働いて死亡率等が増大してしまうので、毎年増加率等は低下してしまいます。それで毎年の漁獲量を最大にすることができる、いわゆるMSYを達成することができる最適な資源水準というのが初期資源量とかなり低い資源量の間のどこかの資源水準にあるというのがMSY理論の基本的な考え方になっているわけですね。その理論を支えているのが密度効果だということになります。

現行の資源管理の原理というのは、漁獲量をコントロールすることによって、すなわちABCやTACを設定することによって資源量を最適な資源水準に回復させる、あるいは最適な資源水準に維持するということを基本原理としていますが、もし密度効果が存在しないということになると、生物学的に最適な資源水準など存在しないということになってしまいます。

したがって、ABCも生物学的に決定することはできないということになるわけです。これ以上詳しいことをここで説明する時間はないと思いますが、今回資料だけは是非添付させていただきたいということで委員提出資料として添付させていただきました。

資料1は、マイワシ太平洋系群の資源変動からは密度効果は認められないということを示した論文です。マイワシ太平洋系群は、レジームシフトによって高水準期と低水準期の2つに区分され、それぞれの期間内では密度効果をもとにしたMSY理論が成り立つというのが現在のマイワシ太平洋系群に対する一般的な考え方になっていますが、その考え方が間違いであるということを示す「sakuramoto 2012」という論文で示しています。

資料2は、密度効果を全く仮定しない場合でも、マイワシのような資源の大変動が再現できることを示した論文です。

資料3は、このような密度効果の問題は生態学分野ではいったいどのように取り扱っているのだろうか、ということがふと気になりまして、調べてみたら、生態学分野ではもう50年以上も前に同じような議論がされていたということがわかりました。知らなかった自分の不勉強さを大変恥じることになったわけですが、よくよく調べてみると、生態学の分野でも私がマイワシで指摘した間違いと全く同じ間違いを犯していることがわかり、それを訂正した論文が資料3です。

現在は、このロジックをペルー沖のカタクチイワシに適用した結果を論文として既にインターネット上に公開しています。それ以外の魚種についても現在分析を進めているとこ

ろで、今後何かの機会にここでご紹介した事項についても検討していただければと思い、お時間を頂いてここでご紹介させていただきました。どうもありがとうございました。

それでは、勝川委員、お願いします。

○勝川委員 ペルーのアンチョビーは確かに加入変動が大きいことで有名な資源なんですけれども、これはTAC、漁獲枠、I Qで管理されているんですね。一昨年、資源が減少した時にはTACを7割カットして非常に厳しい措置をとったんですけれども、現在は資源が回復して漁獲枠が増加しているわけなんですけれども、こういう取組は無駄だということですか。

○櫻本座長 いえ、私が申し上げているのは、だから管理をしなくて良いとかそういうことを言っているのではなくて、基本的な考え方が誤っているので変更すべきだということです。言い換えると、ABCが生物学的に唯一絶対のように決まるという考え方は間違っているから変更すべきだということです。資源を管理するためには、まず目標とすべき資源の水準を決めなければなりませんが、目標とすべき資源の水準＝最適な資源の水準ではないということですね。もし密度効果がないとすれば、最適な資源の水準なるものは生物学的には存在しないので、目標とすべき資源水準は人間が決めることになりますから、その目標とすべき資源水準に回復させるために計算されるABCなるものも人間が決めることになる、つまり、守るべき管理の根幹のように言われているABCだって、生物学的に決まるものではなく、人間が決めるものであるという、そういうロジックです。従って、 $TAC < ABC$ でなければならないというロジックは全く意味を持たない。

○勝川委員 よくわからないんですけれども、密度効果が認められない資源は増えるか減るかわからないから人間の都合だけで決めて良いということですか。

○櫻本座長 そういう意味でもないんですけれども、ですから、要するに資源が凄く低い時に漁獲をやめればとにかく増えるというのがMSY理論ですよ。でも、必ずしもそうじゃないということです。だから、漁獲をやめても減る場合もあると。

○勝川委員 それはもちろんありますけれども、漁獲をやめても減るような時には、やっぱり漁獲はやめて回復させるべきなんじゃないですか。

○櫻本座長 もちろんそうです。だから、採らなければ採らなかった分は減らない、それは事実ですね。

○勝川委員 でも、資源が減った時にはやっぱり守るということでは同じですよ。

○櫻本座長 それもそうですが、第3回の検討会のトラフグのシミュレーション結果もそ

うだったですけれども、1割か2割漁獲量を削減すると将来こんなに資源が増えますよということを示したシミュレーション結果がありましたが、ああいうことを言うてはいけないということですね。あれは間違えていて実際にはあんなに増えないわけですから。間違った資源変動メカニズムを仮定して、間違った将来予測を行い、間違ったシミュレーション結果にもとづいて資源を管理しようとしても管理は成功しませんよということです。

○勝川委員 それは、要するに不確実性が大きいわけですね。

○櫻本座長 不確実性以前の問題として、第3回の検討会のトラフグのシミュレーションの例では過去5年間のR P Sの平均を取って将来予測をしていますよね。R P Sが毎年下がっている時に過去5年のR P Sの平均を取るということは物凄く楽観的な仮定の下で将来予測をしているということになるんですね。ですから、本来であれば更にR P Sが低下することを織り込んで将来予測をしないといけないのに、非常に楽観的な仮定に基づいて将来予測をしておいて、漁獲量を2割減らせば、資源量はこんなに増えるのに、漁獲量を減らす努力をしない漁業者がよくないといった批判は全くナンセンスだという、そういう話です。

○勝川委員 でも、将来が予測できない場合には、やっぱり減ったら減ったでその時にまた対応しなきゃいけないと思うし……

○櫻本座長 もちろんそうです。だから、管理しなくて良いと言っているわけではもちろんありません。

○勝川委員 いいです。

○櫻本座長 またゆっくり議論しましょう。

それでは、長時間にわたりまして議論いただきまして本当にありがとうございました。

最後に、香川水産庁次長よりご挨拶がございます。よろしくお願いします。

○香川次長 この検討会につきましては、3月24日から5回開催され、熱心にご討議いただきまして、また、関係する漁業者や専門家の方々には参考人として出席いただき、貴重なご意見をいただきました。委員並びに参考人の方々に厚くお礼を申し上げたいと思っております。

また、櫻本座長におかれましては、検討会の議事を円滑に進めていただき、今回の議論の取りまとめに至るまでご尽力いただき、大変感謝申し上げる次第でございます。

水産庁といたしましても、先ほど管理部長からご説明いたしましたように、今回の取りまとめ結果を受けて、より具体的な措置を早急に検討し、可能な部分から速やかに実施す

ることとし、その実施状況や結果については本検討会に対して報告してまいります。

我が国の資源管理のあり方について、次期水産基本計画も視野に入れつつ、I Q方式の導入も含むT A C制度等公的な管理と、資源管理計画に基づく漁業者の自主的管理の両方について高度化を図った上で適切な連携の確保につき、引き続き検討してまいりたいと考えております。

委員の皆様方には、政策の実現に向け、今後とも本検討会の委員として引き続きご強力をお願いしたいと思っております。

以上をもちまして、資源のあり方検討会取りまとめに対するお礼のご挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。

○櫻本座長 ありがとうございました。

今、次長からお話がありましたけれども、当検討会につきましては、水産庁から取りまとめの内容の具体的実施状況等の報告を受けまして、必要に応じて議論していくということになっております。委員の皆様には大変恐縮ですけれども、任期は1年ということでございますので、引き続きよろしく願いいたします。

それでは、これで第5回資源管理のあり方検討会を終了させていただきます。

どうもありがとうございました。